

富山県立富山西高等学校 100 周年記念事業準備企画委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は富山県立富山西高等学校創立100周年記念事業準備企画委員会と称する。

（目的）

第2条 本会は富山県富山西高等学校の創立100周年記念事業について調査・企画し富山西高等学校創立100周年記念事業実行委員会に提案することを目的とする。

（役員）

第3条 本会の組織は、学校教職員・PTA役員・三柏会役員をもって組織する。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 企画委員長 | 1名 |
| (2) 企画副委員長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 2名 |
| (5) 各委員会委員長 | 1名 |
| (6) (各委員会委員 | 若干名) |

（委員会）

第4条 本会は第2条の目的を実施するために次の各種委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) 記念事業委員会
- (3) 祝賀式典委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 寄付・募金委員会

(6) その他必要とする委員会

各種委員会の委員長および委員は学校職員・PTA役員・三柏会役員および校長の推薦により選出し準備企画委員長が委嘱する。

その他必要とする委員会は必要に応じて準備企画委員長が組織する。

(事務局)

第5条 全体の企画統括、各委員会との連絡調整、庶務および会計を行うため、学校内に事務局を設置し、同校職員若干名がその職務にあたる。

(会議)

第6条 本会の会議は企画委員会、各種委員会およびその他の会議とする。

(1) 企画委員会は必要に応じて準備企画委員長が招集し、各委員会から提出

された次の事項を審議・決定する。

(ア) 役員の選出

(イ) 規約の制定

(ウ) 事業計画の制定

(エ) 予算計画の制定

(オ) 事業工程の制定

(カ) その他重要な事項

(2) 各種委員会は必要に応じて各種委員長が招集するものし、委員長議長の下、調査企画し提案を企画委員会に諮る。

(3) 会議の決議事項は、出席者の過半数の賛同を持って決する。

(経費)

第7条 本会の経費は三柏会、および賛同者の寄付金をあてる。

第8条 本会はその目的を達成したときに解散する。

(付則) この規約は令和4年7月14日から施行する。